

岐阜地方裁判所本庁の売却スケジュールでは、

令和2年8月4日入札開始分から制度が変わります。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

令和2年8月4日入札開始分※から入札時に
下記の各書面の提出が入札書毎に必要になります。

※農地は令和2年10月6日入札開始分から

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書** (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完不可)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※提出後の訂正はできません。

住民票

(個人の場合)

資格証明書

(法人の場合)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完不可)。

※法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し (宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

(入札方法に関する問合せ)

岐阜地方裁判所執行官室 ☎ 058-263-4231

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 10 月 14 日

岐阜地方裁判所

裁判所書記官 山 本 稔

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 11 月 2 日 午前 8 時 30 分から 令和 8 年 11 月 10 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 11 月 17 日 午前 10 時 00 分 場 所 岐阜地方裁判所不動産売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 12 月 3 日 午前 10 時 30 分 場 所 岐阜地方裁判所
特別売却 実施期間	令和 8 年 11 月 24 日 午前 10 時 00 分から 令和 8 年 11 月 24 日 午後 0 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 3.3 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 10 月 14 日から当庁執行係書記官室（1 階）に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 8 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	1, 530, 000 1, 224, 000	一括	306, 000	24, 319	0
1	500, 000				
2	1, 030, 000				
		</			



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 安八郡輪之内町海松新田字大坪 |
| | 地 番 | 1 2 1 3 番 1 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 6 3. 0 8 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 安八郡輪之内町海松新田字大坪 1 2 1 3 番地 1 1 |
| | 家屋 番号 | 1 2 1 3 番 1 1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 5 2. 9 9 平方メートル
2 階 3 9. 7 4 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8年 8月27日

岐阜地方裁判所

裁判所書記官 山 本 稔

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 安八郡輪之内町海松新田字大坪 |
| | 地 番 | 1 2 1 3 番 1 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 6 3 . 0 8 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 安八郡輪之内町海松新田字大坪 1 2 1 3 番地 1 1 |
| | 家屋 番号 | 1 2 1 3 番 1 1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 5 2 . 9 9 平方メートル
2 階 3 9 . 7 4 平方メートル |



令和8年（ケ）第56号
令和8年6月 3日受理
令和8年8月21日提出

現 況 調 査 報 告 書

岐阜地方裁判所

執行官 松 井 英 明

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 安八郡輪之内町海松新田字大坪
 地 番 1 2 1 3 番 1 1
 地 目 宅地
 地 積 1 6 3 . 0 8 平方メートル

2 所 在 安八郡輪之内町海松新田字大坪 1 2 1 3 番地 1 1
 家屋 番号 1 2 1 3 番 1 1
 種 類 居宅
 構 造 木造スレート葺 2 階建
 床 面 積 1 階 5 2 . 9 9 平方メートル
 2 階 3 9 . 7 4 平方メートル

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	(住居表示未実施)		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地(物件1) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は、「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項			
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる(☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅として使用・占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 令和 年() 第 号 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A	1 物件1, 2土地建物の所有者です。現在、私が独りで住んでいます。 2 物件1, 2土地建物を第三者に貸していることはありません。 3 物件2建物について、増改築はしていません。 4 台所の床に大きく沈む箇所があります。 5 物件2建物に、雨漏りかどうかは分かりませんがその様なあとが一つあります。 6 6年前に猫を1匹飼っていました。柱には引っかき傷等があります。 7 お風呂の洗い場のタイルが一, 二枚剥がれています。 8 屋根にあるアンテナは折れ曲がっていて使用できません。太陽熱温水器も使用できない状態です。 9 境界について隣人と争いになったことはありません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執 行 官 の 意 見



- 1 物件1, 2土地建物の状況は、別紙土地建物位置関係図、建物間取図及び添付写真のとおりである。物件1土地は、西側を道路(町道33653号線)に接し、同土地上に物件2建物が建てられている。
なお、評価人が岐阜西濃建築事務所に問い合わせたところ、前記道路は建築基準法上の道路ではなく、建物を再築する場合は建築審査会の同意が必要であるとの回答であった。
- 2 現在、Aが物件2建物を居宅として占有・使用している。
- 3 物件1土地の南側にはカーポート(工作物)が、その奥には物置(動産)が存在する。なお、カーポートの屋根に一部破損箇所がある(添付写真10)。
- 4 物件2建物について、台所の床には大きく軋む箇所があり、柱には猫による引っかかり傷がある。壁クロスには経年相応による変色、和室の天井にはシミがある。
- 5 物件2建物の屋根にある折れたアンテナ(添付写真9)及び太陽熱温水器は使用できない状態である。
- 6 物件1, 2土地建物を他の第三者が占有している状況は認められない。
- 7 他に占有権原を推認しうる資料は見当たらなかった。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年6月10日(水) 12:30-12:40	岐阜地方法務局	公図等の閲覧謄写 土地建物全部事項証明書申請
8年6月24日(水) 13:45-13:55	目的物件所在地	目的物件外部調査 目的物件外部写真撮影
8年7月31日(金) 12:55-13:40	目的物件所在地	目的物件内外部調査(評価人同行) 目的物件内外部写真撮影 Aから聴取

(特記事項)

☒ 令和8年7月31日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人B及び解錠技術者を同行して臨場した。Aは在宅していたので解錠はしなかったが、適正な調査のため同立会人を立ち会わせた。

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

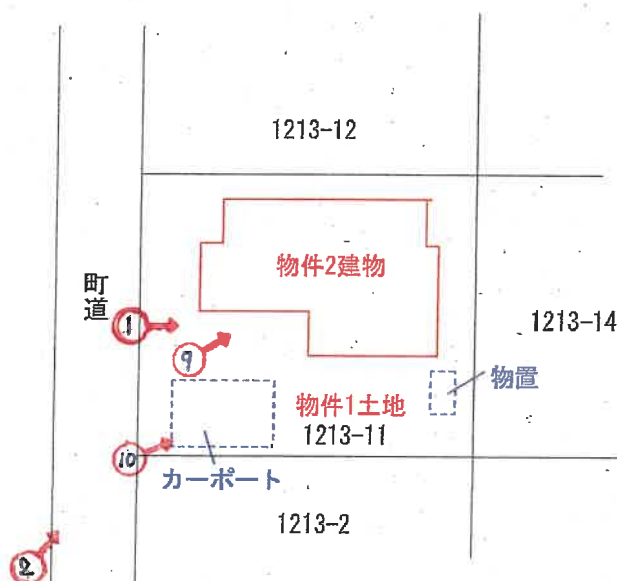
☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

[土地建物位置関係図(概略)]

令和8年(ケ)第56号



図面と現況とに相違がある場合には現況優先である。
 なお、当該図面は、現地調査を行い入手可能な図面を参考に
 作成した概略の土地・建物位置関係図であり、境界を表示するものではない。

写真撮影方向を矢印で示す

○内 写真番号

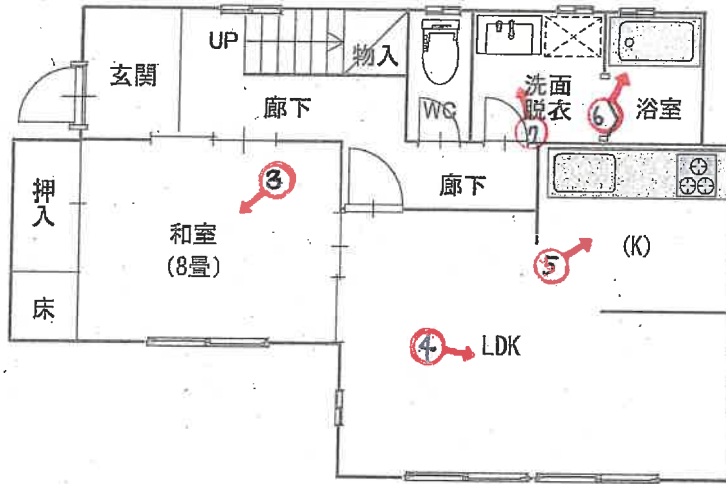
[建物間取図(概略)]

令和8年(ケ)第56号

物件2建物



1F



2F



写真撮影方向を矢印で示す

○内 写真番号

写真 1

物件 2 建物

物置



物件 1 土地

写真 2

物件 2 建物



町道

隣家(電柱は隣家敷地内)

写真 3

物件 2 建物内



写真 4

物件 2 建物内



写真 5

物件 2 建物内



写真 6

物件 2 建物内



写真 7

物件 2 建物内



写真 8

物件 2 建物内



写真 9

折れ曲がったアンテナ



物件 2 建物

写真 10

物件 2 建物



物件 1 土地

カーポートの破損箇所

令和 8 年 (7) 第 56 号

B I T

不動産評価書

公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会会員
岐阜県知事登録
有限会社 横幕不動産鑑定事務所

令和8年（ケ）第56号

令和8年7月31日

現地調査

令和8年8月21日

評 価

岐阜地方裁判所 御中

評 価 書

整理番号

第08-0810号

発行日付

令和8年8月25日

評 価 人

不動産鑑定士

横幕 輝俊

第1 評価額

一 括 価 格	
金 1, 530, 000 円	
内 訳 価 格	
物件1（土地）	金500, 000 円
物件2（建物）	金1, 030, 000 円

- ① 一括価格は、物件1, 2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1の土地価格の内訳価格は、物件2の建物のための敷地利用権等価格を控除した価格である。

第2 評価条件

- ① 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格でなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者が事前に物件に立入ることができないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- ② 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- ③ 現地での物件調査は目視可能な部分に限定され、物件に関する情報提供の内容も、民事執行法58条4項に定める場合を除いて公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記簿記載と同じ。

番号	所在等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	安八郡輪之内町海松新田字大坪 1213番11 宅地 163.08 m ²	同じ
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 1階 床面積 2階 延べ	安八郡輪之内町海松新田字大坪1213番地11 1213番11 居宅 木造スレート葺2階建 52.99m ² 39.74m ² 92.73m ²	同じ
特 記 事 項		特になし	

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等

物件1

位 置 ・ 交 通 (鉄 道 路 線) (バ ス 路 線)	(会社名)	(線名)	(駅・停・施設名)	(方位)	(道路距離)
	名鉄	羽島線	新羽島駅	南西	9.7 k m
	名阪近鉄バス	――	輪之内文化会館停	南西	2.1 k m
付 近 の 状 況	中規模一般住宅、大規模農家住宅のほかに農地も見られる住宅地域。				
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都 市 計 画 区 分	非線引都市計画区域			
	用 途 地 域	用途指定なし			
	指 定 建 ぺ い 率	60%			
	指 定 容 積 率	200%			
	防 火 規 制	指定なし			
	そ の 他 の 規 制				特になし
画 地 条 件	地 積	163.08 m ²			
	間 口	約11.6m			
	奥 行	約14.0m			
	形 状	長方形			
接 面 道 路	西側幅員約3.5mの舗装町道（33653号線）（法定外道路）に接面する中間画地である。				
土 地 の 利 用 状 況 等	物件2建物の敷地として利用されている。カーポート（屋根一部破損）（工作物）、物置（動産）1個あり。				
供 給 処 理 施 設	上水道	あり	引込可	なし	不明(特記事項のとおり)
	ガス配管	あり	引込可	なし	不明(特記事項のとおり)
	下水道	あり	引込可	なし	不明(特記事項のとおり)
特 記 事 項	・西側町道は建築基準法上の道路ではない（法定外道路）。ただし、都市計画法第43条2項2号（建築審査会の同意）により、建物を再築できる可能性はある（以上、安八町役場建設課より岐阜西濃建築事務所への照会に対する回答）。以上、目的土地の現状は接道義務を満たしておらず、建物再築等にはリスクが存在することに留意されたい。 ・汚水処理の現状は個別浄化槽である。ガスはプロパンガスである。 ・周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はなく、過去及び現在の利用状況等から土壌汚染の可能性は低いと思料される。				

2 建物の概況及び利用状況等 物件2

区 分	主建物	
建築時期及び経済的残存耐用年数	建 築 年 月 日 (登 記 簿 上)	平成7年2月18日
	経 済 的 耐 用 年 数	35 年
	経 過 年 数	32 年
	経済的残存耐用年数	3 年
仕 様	構 造	木造
	屋 根	スレート葺
	外 壁	サイディングボード張り等
	内 壁	クロス・合板等
	天 井	クロス・合板等
	床	フローリング、畳等
	設 備	電気、給排水、衛生等
床面積(現況)	そ の 他	特になし
	現 況	92.73㎡
現況用途等	増 改 築 の 有 無	ない
	階 層	2階建
	現 況 用 途	居宅
品 等	間 取 り	別添「建物間取図（概略）」の通り
	総 合	普通
	使 用 資 材	普通
保守管理の状態	施 工	普通
	台所（K）の床には大きく軋む箇所があり、和室の天井にはシミ、柱には猫のひっかき傷が確認できた。なお、建物の経過年数を考慮するに、室内の保守管理の状態は経年相応（通常）の状態にある。	
建物の利用状況	「現況調査報告書」記載の通り。	
特 記 事 項	・物件2建物の建築計画概要書（確認年月日：平成6年12月8日、確認番号：第6392号、検査年月日：平成7年2月22日）が存在するが、当時に接面道路の建築基準法上の扱いについては不明であるとのこと（岐阜西濃建建築事務所）。 ・屋根のTVアンテナ、温水器は使用できない状態にある。物件2建物はケーブルTVを使用している。 ・石綿含有建材の使用状況については、専門調査機関による検査は行っていないので不明ですが、石綿・石綿含有建材の利用規制が緩やかであった時期に建てられた建物であり、注意を要します。健康被害や建物取壊しの際等の割増費用等の発生の危険性は否定できません。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1 (土地)

物件1の更地価格を算出し、これに必要な応じて建付減価を行い、建付地価格を求めた。

物件 番号	標準価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) (千円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ=オ
1	19,600	0.70	163.08	0.80	1,790,000

ア 標準価格 北側幅員6mの舗装町道（法42条1項1号道路）に接面する中間画地としての価格

県地価調査 輪之内（県）-1

県地価調査 時点修正 標準化補正 地域格差 標準価格

$$19,300 \text{ 円/㎡} \times 99.5/100 \times 100/100.0 \times 100/98.0 \approx 19,600 \text{ 円/㎡}$$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日現在までの推定変動率である。

◇標準化補正：公示地等標準的画地との要因格差である。

標準化補正率： 1.00 標準画地±0%

◇地域格差：地価水準に係る要因格差である。

イ 個別格差：標準的画地との要因格差である。

個性率： 0.70 幅員△10%、道路の性格（法定外）△20%（計△30%）

ウ 地積：公簿面積を採用

エ 建付減価補正率：最有効使用からの乖離を考慮（地上建物の経過年数を考慮）

② 物件2 (建物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法並びに観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) (千円未満四捨五入) ア×イ×ウ=エ
2	145,000	92.73	0.09	1,210,000

ア 再調達原価：標準的な再建築費（単価）である

イ 延床面積：公簿面積

ウ 現価率：耐用年数法と観察減価法を併用して査定

定額法の現価率13%（通算期間35年、経過年数32年、残価率5%）

定率法の現価率6%（通算期間35年、経過年数32年、残価率5%）

採用現価率：観察減価法を併用するに、定額法・定率法のほぼ中庸値を採用。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については敷地利用権価格を控除し、建物については敷地利用権価格を加算し、必要に応じて占有減価、市場性修正を行い、かつ競売市場修正を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 敷地利用権価格

物件 番号	建付地価格 (円) 1 ①オ ア	敷地利用権割合 (円/㎡) イ	敷地利用権価格 (円) (千円未満四捨五入) ア×イ=ウ
1	1,790,000	0.45 法定地上権	806,000

イ 敷地利用権割合

土地利用権等を法定地上権と判定し、地域性を考慮の上、その割合を上記の如く査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる 価格 (円) 1 ①オ, 1 ②エ ア	敷地利用権 価格の控除 及び加算 (円) 2 ①ウ イ	占有減価 修正率 ウ	市場性 修正率 エ	競売市場 修正率 オ	評価額 (円) (万円未満四捨五入) (ア+イ)×ウ×エ×オ
1	1,790,000	-806,000	---	0.85	0.60	500,000
2	1,210,000	+806,000	1.00	0.85	0.60	1,030,000
一 括 価 格 (合 計)						1,530,000

ウ 占有減価修正率 修正の必要なしと判断する。

エ 市場修正率 現状では接道義務を満たしていない土地建物の市場性を考慮する△15%。

オ 競売市場修正率 第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

県地価調査 (輪之内 (県) -1)
所 在 : 安八郡輪之内町中郷新田字道下1929番7
価 格 : 19,300 円/㎡
位 置 : 名鉄羽島線「新羽島」駅約8.4kmに位置する。
価 格 時 点 : 令和7年7月1日
地 積 : 156㎡
供 給 処 理 施 設 : 水道、下水
接 面 街 路 : 北6m町道
用 途 指 定 等 : 非線引都市計画区域・用途指定なし(60、200)
地 域 の 概 要 : 一般住宅を中心に、共同住宅も見られる住宅地域

第7 附属資料の表示

- 1 目的物件の位置図
- 2 公図・地積測量図・建物図面等写
- 3 土地建物位置関係図(概略)
- 4 建物間取図(概略)
- 5 写真

以 上

目的物件

平田町三郷

平田



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

(注) 斜線を施した部分は、閉鎖された部分です。



請求部	所在	安八郡輪之内町海松新田字大坪				地番	1213番11		
出力縮尺	1/1000	精度区分	座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図	
作成年月日				備付年月日(原図)			補事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(岐阜地方方法務局大垣支局管轄)

令和8年6月10日

岐阜地方方法務局

請求番号：24-1

登記官

(1/1)

A3判をA4判に縮小

公用

登記年月日：平成6年10月25日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(岐阜地方法律局大垣支局管轄)
令和8年6月10日 岐阜地方法律局

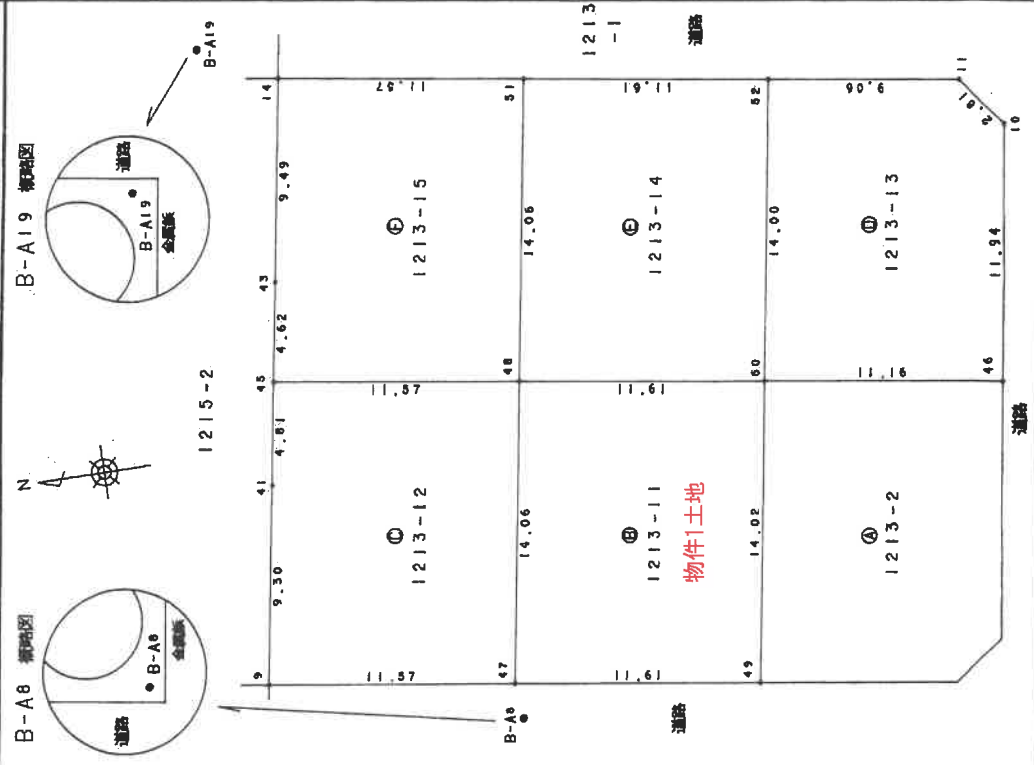
登記官

121678

前 1213-2 移・新

地 番 1213-11 ないし 1213-15
土地の所在 安八郡輪之内町海松新田字大坪

地積測量図



求積表

地番 NO.	①	1213-11	X_n	Y_n	$Y_{n+1}-Y_{n-1}$	$X_n \cdot (Y_{n+1}-Y_{n-1})$
47			100.621	73.453	13.597	1359.737
48			98.330	87.333	12.115	1191.267
49			86.081	85.568	-15.597	-1359.615
45			89.135	71.736	-12.115	-1079.870
	合計					326.167
	面積					163.083
	地積					163.08 m ²

地番 NO.	①	1213-12	X_n	Y_n	$Y_{n+1}-Y_{n-1}$	$X_n \cdot (Y_{n+1}-Y_{n-1})$
9			112.066	73.164	10.894	1220.868
41			110.552	84.347	13.928	1539.768
43			109.769	89.092	2.946	323.770
46			98.330	87.333	-15.597	-1537.782
47			100.621	73.453	-12.115	-1224.456
	合計					326.167
	面積					163.083
	地積					163.08 m ²

地番 NO.	①	1213-13	X_n	Y_n	$Y_{n+1}-Y_{n-1}$	$X_n \cdot (Y_{n+1}-Y_{n-1})$
50			66.851	85.568	18.315	1224.456
52			64.569	93.385	12.396	798.317
11			75.617	97.364	-3.713	-280.763
10			73.988	95.872	-14.094	-1042.768
46			75.816	83.870	-10.104	-765.024
	合計					306.231
	面積					153.116
	地積					153.11 m ²

面積	合計
41.43.45.48.50	163.08
10.11.9.14.46.47.49.51.52	163.08
面積	326.16
地積	326.16 m ²

作製者

(平成 6年 10月 6日作成)

申請人

縮尺 1/250

(岐阜県土地家屋調査士会用品)

登記年月日：平成6年10月25日

121679

前 1213-2 後・新

地 番 1213-11 ないし 1213-15
Q(3-2)

土地所在 地積測量図
2/2

土地の所在 安八郡輪之内町海松新田字大坪

地番 NO.	⑤ 1213-14	X_n	Y_n	$Y_{n+1}-Y_{n-1}$	$X_n \cdot (Y_{n+1}-Y_{n-1})$
48		98.330	87.333	15.636	1537.894340
51		96.040	101.206	12.032	1137.474080
52		84.569	99.385	-15.638	-1322.490022
50		86.851	85.568	-12.032	-1046.728252
		合計			325.940346
			面積		162.9701730
			地積		162.97 m ²

地番 NO.	⑤ 1213-15	X_n	Y_n	$Y_{n+1}-Y_{n-1}$	$X_n \cdot (Y_{n+1}-Y_{n-1})$
45		109.769	89.092	6.324	694.179186
43		109.018	93.657	13.928	1518.360920
14		107.469	103.020	7.549	811.283481
51		96.040	101.206	-16.687	-1506.379480
48		98.330	87.333	-12.114	-1191.169620
		合計			326.074457
			面積		163.0372280
			地積		163.03 m ²

地番 ④ 1213-2
公簿 合計面積 残地
960.5681070 - 805.2917605 = 155.2743463
地積 155.27 m²

恒久的地物の名称及び座標

引張点	名称	X	Y
B-A8	マンホール (新設金属蓋)	100.446	71.617
B-A19	マンホール (新設金属蓋)	111.037	104.904



作製者	申請人	縮尺 1/

(岐阜県土地家屋調査士会用品)

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
(岐阜県地方事務局長 垣支局管轄)
令和8年6月10日 岐阜県地方事務局

登記簿

これは図面に記録されている内容を証明した画面である。
(岐阜地方法務局大垣支局管轄)
令和8年6月10日 岐阜地方法務局

令和8年6月10日 岐阜地方法務局

故曰：『品類。』

請求番号: 24-3

409211

各階平面図

1213番11

建物図面

家屋番号

1213番11

建物図面

建物の所在

安八郡輪之内町海松新田字大坪1213番地11

1階

面積計算表

0.910 x 2.730 = 2.484300

3.640 x 4.550 = 16.562000

5.005 x 6.370 = 31.881850

0.455 x 4.550 = 2.070250

52.998400

底面積 52.99 m²

2階

面積計算表

1.82 x 3.64 = 6.6248

0.91 x 4.55 = 4.1405

0.91 x 0.91 = 0.8281

1.82 x 6.37 = 11.5934

2.73 x 4.55 = 12.4215

0.91 x 4.55 = 4.1405

39.7488

底面積 39.74 m²

1213-1

1213-2

1213-11

1213-12

1213-13

1213-14

1213-15

道路

2.50

1213-1

1213-2

1213-11

1213-12

1213-13

1213-14

1213-15

道路

2.50

1213-1

1213-2

1213-11

1213-12

1213-13

1213-14

1213-15

道路

2.50

1213-1

1213-2

1213-11

1213-12

1213-13

1213-14

1213-15

道路

2.50

1213-1

1213-2

1213-11

1213-12

1213-13

1213-14

1213-15

道路

2.50

1213-1

1213-2

1213-11

1213-12

1213-13

1213-14

1213-15

道路

2.50

1213-1

1213-2

1213-11

1213-12

1213-13

1213-14

1213-15

道路

2.50

1213-1

1213-2

1213-11

1213-12

1213-13

1213-14

1213-15

道路

2.50

1213-1

1213-2

1213-11

1213-12

1213-13

1213-14

1213-15

道路

2.50

1213-1

1213-2

1213-11

1213-12

1213-13

1213-14

1213-15

道路

2.50

1213-1

1213-2

1213-11

1213-12

1213-13

1213-14

1213-15

道路

2.50

1213-1

1213-2

1213-11

1213-12

1213-13

1213-14

1213-15

道路

2.50

1213-1

1213-2

1213-11

1213-12

1213-13

1213-14

1213-15

道路

2.50

1213-1

1213-2

1213-11

1213-12

1213-13

1213-14

1213-15

道路

2.50

1213-1

1213-2

1213-11

1213-12

1213-13

1213-14

1213-15

道路

2.50

1213-1

1213-2

1213-11

1213-12

1213-13

1213-14

1213-15

道路

2.50

1213-1

1213-2

1213-11

1213-12

1213-13

1213-14

1213-15

道路

2.50

1213-1

1213-2

1213-11

1213-12

1213-13

1213-14

1213-15

道路

2.50

1213-1

1213-2

1213-11

1213-12

1213-13

1213-14

1213-15

道路

2.50

1213-1

1213-2

1213-11

1213-12

1213-13

1213-14

1213-15

道路

2.50

1213-1

1213-2

1213-11

1213-12

1213-13

1213-14

1213-15

道路

2.50

1213-1

1213-2

1213-11

1213-12

1213-13

1213-14

1213-15

道路

2.50

1213-1

1213-2

1213-11

1213-12

1213-13

1213-14

1213-15

道路

2.50

1213-1

1213-2

1213-11

1213-12

1213-13

1213-14

1213-15

道路

2.50

1213-1

1213-2

1213-11

1213-12

1213-13

1213-14

1213-15

道路

2.50

1213-1

1213-2

1213-11

1213-12

1213-13

1213-14

1213-15

道路

2.50

1213-1

1213-2

1213-11

1213-12

1213-13

1213-14

1213-15

道路

2.50

1213-1

1213-2

1213-11

1213-12

1213-13

1213-14

1213-15

道路

2.50

1213-1

1213-2

1213-11

1213-12

1213-13

1213-14

1213-15

道路

2.50

1213-1

1213-2

1213-11

1213-12

1213-13

1213-14

1213-15

道路

2.50

1213-1

1213-2

1213-11

1213-12

1213-13

1213-14

1213-15

道路

2.50

1213-1

1213-2

1213-11

1213-12

1213-13

1213-14

1213-15

道路

2.50

1213-1

1213-2

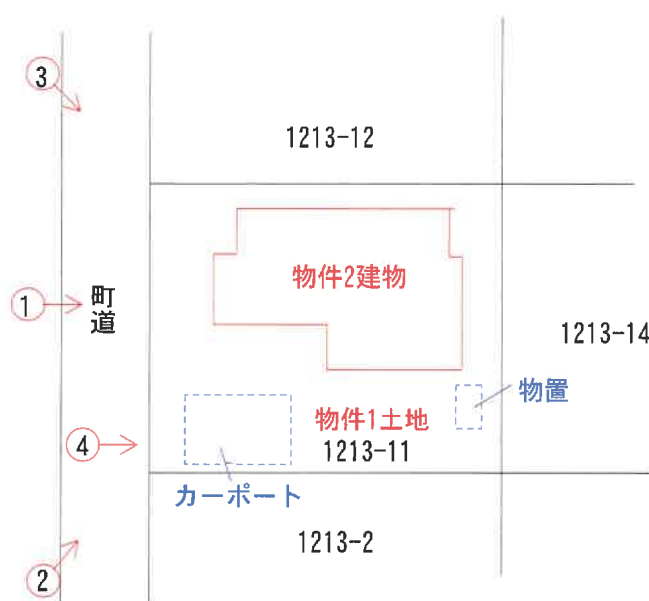
1213-11

(卷四) 仙舟十卷 至家十卷 氣(卷)

A3判をA4判に縮小

[土地建物位置関係図(概略)]

令和8年(ケ)第56号

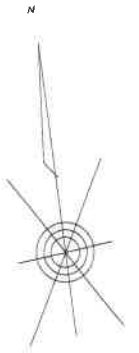


図面と現況とに相違がある場合には現況優先である。
なお、当該図面は、現地調査を行い入手可能な図面を参考に
作成した概略の土地・建物位置関係図であり、境界を表示するものではない。

[建物間取図(概略)]

令和8年(ケ)第56号

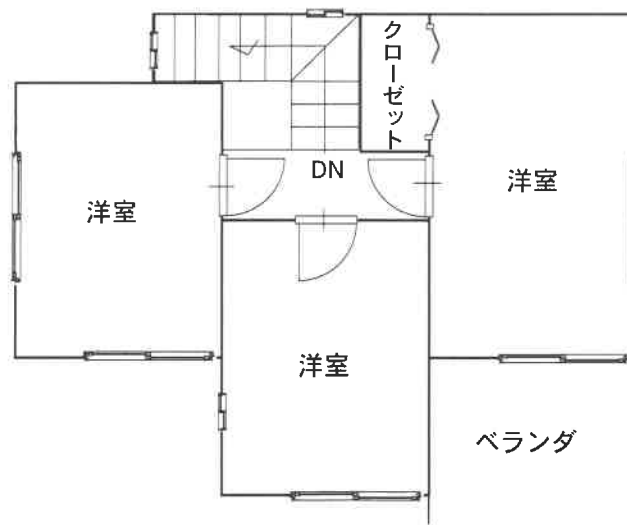
物件2建物



1F



2F



現況写真

①

物件 2 建物



物件 1 土地

②

物件 2 建物



物件 1 土地

③

物件 2 建物



④

物置

カーポート



物件 1 土地